

令和5年度 補装具事業者用 資料

障害者総合支援法に基づく 補装具費支給制度について

視覚障害（視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡）

目 次

1	補装具費支給事務の概要	・・・1
2	補装具費支給制度における具体的事項	・・・5
3	補装具（義眼・眼鏡）の判定等と 補装具費の支給	・・・8
4	参考資料	・・・9

令和6年1月



東京都心身障害者福祉センター

※国の基準改正に伴い、記載事項を変更する場合があります。

※複写及びSNSへの転載は禁じます。

1 補装具費支給制度の概要

(1) 補装具の概念

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具とは、以下のように定義されています。

「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

（障害者総合支援法 第五条25より）

主務大臣が定めるものとは、具体的には厚生労働省告示「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下「基準表」という。）において、補装具の種目、名称、型式、基本構造、価格等が定められています。

障害者総合支援法 第五条第二十五項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう
に製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは
就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもので
あること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが
必要とされるものであること。

（障害者総合支援法施行規則 第一章総則 第六条の二〇より）

(2) 補装具費支給の対象となる種目（視覚障害）

障害者総合支援法に基づき、基準表に定められています。

視覚障害者用の種目には、視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡があります。種目ごとの価格等については表1～表3（2ページ）に示します。

表1 視覚障害者安全つえ(白杖)の種類、価格、耐用年数等

種類	基本構造				価格(円)	耐用年数(年)		
	主体	石突き	外装	形状				
普通用	繊維複合素材	耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金	白色または黄色の塗装もしくは加工	直式	3,550	2		
	木材				1,650			
	軽金属				2,200	5		
携帯用	繊維複合素材			ゴム又は上記に同じ		折りたたみ若しくはスライド式	4,400	2
	木材						3,700	
	軽金属						3,550	4
身体支持併用	軽金属			直式又は折りたたみ若しくはスライド式		3,800	4	

表2 義眼の種類、告示価格、耐用年数

種類(名称)		告示価格(円)	耐用年数
義眼	オーダーメイド	82,500	2年
	レディメイド	17,000	

表3 眼鏡の種類、告示価格、耐用年数

種類(名称)		告示価格(円)		耐用年数
矯正用	球面レンズ		乱視矯正 (円柱レンズ付加)	
	6D未満	17,600	21,800	
	6D~10D未満	20,200	24,400	
	10D~20D未満	24,000	28,200	
	20D以上	24,000	28,200	
	遮光用機能つき	30,000	34,200	
遮光用	前掛け式	21,500		
	掛けめがね式	30,000		
コンタクトレンズ		15,400		
弱視用	掛けめがね式	36,700		
	主鏡3倍以上*	58,500		
	焦点調整式	17,900		

*弱視用主鏡3倍以上の加算については、職業上又は教育上特に必要な場合が対象。

(3) 補装具費支給の対象について

障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けるには、身体障害者福祉法に定められた障害程度に該当すると認定される必要があります。障害が認定されると、都道府県知事より身体障害者手帳が交付されます。

障害者総合支援法により、政令で定める難病と認められる場合は、現状で身体障害者手帳所持者と同程度の身体障害の程度に該当すれば、身体障害者手帳がなくても、補装具費支給の対象となります。

補装具費支給の対象にならない場合

ア 他法が適用される場合

障害者総合支援法以外にも視覚障害を対象とする下記の補装具の給付制度があります。いずれかの制度の対象となる場合には、障害者総合支援法に優先して、その制度が適用されます。

- ①健康保険での療養給付（小児弱視等治療用眼鏡、眼球摘出後の眼窩保護用義眼）
- ②労働者災害補償保険法による給付
- ③船員保険法の労働災害による給付
- ④戦傷病者特別援護法による給付

イ 一定の所得以上の場合

申請者本人又は世帯員のうち区市町村税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、補装具費の支給対象にはなりません。

(4) 各関係機関の役割について

補装具費支給事務の取扱いについては、原則として厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づいて行っています。

ア 都道府県、及び更生相談所

身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、身体障害者福祉法に基づいて、各都道府県に設置されています。東京都における更生相談所は、東京都心身障害者福祉センター及び同多摩支所（以下「センター」という。）となります。

イ 市町村（区市町村）

補装具費の支給は、補装具費支給制度の実施主体として、申請者の居住地の区市町村（援護の実施機関）が行います。

(5) 補装具費支給のための判定（補装具判定）

補装具費支給の申請は、身体障害者又は身体障害児の保護者が区市町村長に申請します。区市町村は、身体障害者等の相談に応じ、更生相談所の判定又は指定医の意見書等に基づいて補装具費を支給します。

補装具は、障害者が身体に装着又は装用して障害を補う用具であるため、身体障害に熟知した医師が処方を行い、これに基づいて作製する必要があります。さらに、作製した補装具が使用者の障害状況に適合しているかどうかを確認する必要があります。これらを行うためには、更生相談所の判定又は指定医の意見書による要否の判断が必要となります。

18歳以上の身体障害者の場合、東京都では、身体障害者福祉法第15条に基づいて都知事より指定を受けた医師、又は障害者総合支援法第59条第1項に基づく当該医療に従事する主たる医師（以下併せて「指定医（ここでは肢体不自由の指定医）」）が、「補装具費支給意見書」を作成することとしています。

ただし、難病患者等の場合は、難病法第6条1項に基づく指定医保健所の医師による意見書作成も可能です。

18歳以上の方（身体障害者）、及び18歳未満の方（身体障害児）の判定機関等は次の表4のようになります。身体障害児の補装具費支給には、指定医・保健所の医師が作成した補装具費支給意見書が原則として必要となります。

表4 身体障害者と身体障害児の補装具費支給

	身体障害者	身体障害児
実施機関	区市町村	
支給対象	18歳以上	18歳未満
判定機関等	身体障害者更生相談所	指定医・保健所の医師等

東京都の場合

補装具費支給までの流れ（更生相談所がかかわる種目の場合）

種目により判定方法が異なります。

各種目の具体的な判定方法については、申請者から区市町村にご確認ください。

- ① 申請者 : 区市町村に申請
- ② 区市町村 : 更生相談所に判定予約、及び判定依頼
- ③ 更生相談所 : 直接判定又は書類判定
- ④ 更生相談所 : 区市町村に判定書交付
- ⑤ 区市町村 : 補装具費支給決定通知

・特例補装具の場合は、判定前に区市町村に見積書の提出をお願いしています。

2 補装具費支給制度における具体的事項

(1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。）の別表に定める価格は、主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものです。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理に要する費用の額の上限とされています。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限とされています。

眼鏡の場合、矯正用は100分の110、遮光用と弱視用は100分の106とされています。矯正用に遮光用機能がついた場合は、100分の106となります。

補装具費の算定については、購入又は修理の場合は「告示により算出した額」又は「現に補装具の購入又は修理に要した費用の額」のうち、どちらか低い額を基準額とします。また、端数処理は小数点以下切り捨てとされています。

(2) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。

しかし、補装具としての眼鏡には機能の異なるものが複数含まれます。このため、視覚障害の程度や生活環境等の状況に応じて、以下の機能の眼鏡を同時に支給の対象とする場合も考えられます。

- ①屈折矯正 ……眼鏡(矯正用)又はコンタクトレンズ
- ②まぶしさの軽減 ……眼鏡(矯正用 遮光用機能のついた場合又は眼鏡(遮光用))
- ③対象像の拡大 ……眼鏡(弱視用)又は拡大を目的とする眼鏡(矯正用 近用)

同じ機能の眼鏡であっても、障害の状況等を勘案して、職業又は教育上等特に必要と認められる場合は、2個とすることを検討する場合があります。区市町村にご相談ください。

(3) 耐用年数について

耐用年数は、通常の装着等状態において修理不能となるまでの予想年数であり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況等によって実耐用年数が異なります。再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の事情に沿った対応が行われます。耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、修理での対応となる場合もあります。

災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとされています。区市町村にご相談ください。

(4) 差額自己負担による支給について

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであって、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこととされています。

差額自己負担で購入する場合は、修理においても同様に、修理基準を超える部分については、自己負担が生じることになります。

支給を決定するのは区市町村であるため、事前に区市町村への相談が必要です。

(5) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」）の購入又は修理に要する費用を支給する必要性が生じた場合の取扱いは次のとおりとされています。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

東京都の場合 身体障害者の特例補装具は直接判定になります。
特例補装具希望の場合は、必ず区市町村に連絡をしてください。事前に見積書の提出をお願いします。

(6) 修理の取扱いについて

購入の場合と同様に修理についても、基本的な修理部位と価格等が基準表により定められています。

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものや特例補装具の修理が必要な場合は、他の類似種目等の修理部位を参考として、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な価格を決定し、修理に要する費用として支給することができることとされています。

(7) 補装具引渡し後の補装具事業者の責任（代理受領の場合）

支給方法は、償還払いと代理受領の2つがあります。詳しくは、区市町村の補装具担当へ確認してください。

補装具費支給事務取扱指針では、区市町村が代理受領による補装具費の支払を行う場合には、下記内容を補装具事業者との契約に盛りこむことが望ましいこととされています。

引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定のない修理（類似部位の修理基準の価格を参考とした修理）のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

3 補装具(視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡)の判定等と補装具費の支給

(1) 補装具費(視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡)支給のための判定等の方法

(東京都の場合)

視覚障害者用補装具の判定等は、次の方法で行われます。

- ア 指定医の意見書により、区市町村が判断できるもの
義眼・眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)
- イ 意見書を省略して、区市町村が判断できるもの
視覚障害者用安全つえ

本人がセンターの判定を希望し、区市町村からの依頼があれば、センターの来所判定が可能です。

(2) 申請から支給までの流れ

- ア 補装具費の申請
利用者から区市町村の補装具担当へ補装具費の申請を行います。
- イ 区市町村による支給の決定
区市町村は、補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行います。
- ウ 補装具の製作・引渡し

4 参考資料

厚生労働省及びテクノエイド協会のホームページから、「障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」等がダウンロードできます。

(1) 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

ホーム>政策について>分野別の政策>福祉・介護>障害者福祉
>施策情報 福祉用具

1 補装具費支給制度

4. 告示

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

5. 通知

ア. 補装具費支給事務取扱指針

イ. 補装具費支給事務取扱要領

ウ. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の一部改正について

エ. 電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領

6. 補装具関連Q & A

(2) テクノエイド協会 (<http://www.techno-aids.or.jp/>)

○厚生労働省からの告示、通知等